



外国人住民の住民基本台帳制度がスタート！

■問い合わせ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人の方にも住民票が作成されることになりました。これにより、外国人住民の方々の利便性の向上や、市町村などの行政の合理化を図ることができるようになります。この法律が施行されるのは平成24年7月9日で、同時に外国人登録法は廃止になります。

●主な変更点

- ①日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された住民票の写し等が、発行できるようになります。
- ②住所を移すときは、日本人と同様に届出が必要になります。転出の場合は、転出証明書の交付を受けた後、転入先の市役所に転入届をする必要があります。
- ③特別永住者以外の方は、在留資格や在留期間の変更・更新の手続きは、入国管理局のみになります。市役所へ届け出る必要はありません。

●住民票が作成される対象者

3か月を超えて在留する外国人の方で、多久市に住所を有する方

- * 中長期在留者（在留カード交付対象者）
 - * 特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）
 - * 一時庇護許可者または仮滞在許可者
 - * 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
- ※今まで外国人登録をしていた方でも、在留資格が短期滞在の方や、法施行時に在留資格がない方は住民票作成の対象者にはなりません。

●「在留カード」または「特別永住者証明書」へ変更は？

「外国人登録証明書」に替わり「在留カード」または「特別永住者証明書」へ変更されます。現在お持ちの「外国人登録証明書」は、一定期間そのまま使うこともできます。希望者は切り替えもできます。

- * 交付申請などの手続き場所 **特別永住者の方（「特別永住者証明書」に替わります）→市役所**
中長期在留者の方（「在留カード」に替わります）→入国管理局

●住民異動の届出が必要となります！

市内で引越しをした場合…お住まいになった日から14日以内に転居の届出が必要です。
市町村を越えて引越しをした場合

お住まいであった住所地で、転出証明書の交付を受けた後、14日以内に転入先の市町村に転入の届出が必要です。 **※異動届出時に、「特別永住者証明書」または「在留カード」を必ず持参してください。**

- 問い合わせ 外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013-904
福岡入国管理局 佐賀出張所 ☎36-6262
多久市 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

夏の交通安全県民運動

スローガン「守るう交通ルール 高めよう交通マナー」

7月11日(水) 9時30分から、西多久町の幡船の里を会場にマナーアップキャンペーンを行います。

期間

7月11日(水)

20日(金)

あなたの借金生活、見直ししてみませんか？

広告

相続登記はお済みですか？

任意整理

過払請求

自己破産

個人再生

不動産登記

商業登記

裁判手続き

10年以内に、完済した方もOK!!
払い過ぎた利息取り返せます

司法書士法人 MCP

佐賀MCP

検索

例えば

- ・追加融資で、借りれない! ・夫に承諾なんて、得られない!
- ・住宅を処分せずに借金を整理したい!
- ・少しでも、借金の悩みから解放されたい!



☎0952-75-2170

【佐賀事務所】佐賀県多久市北多久町小侍45-129 司法書士米満安浩 / 認定番号第130027号